

小安地熱株式会社「かたつむり山発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成31年3月6日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、「かたつむり山発電所（仮称）設置計画計画段階環境配慮書」について、小安地熱株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県湯沢市
原動力の種類：汽力（地熱）
出 力：1.5万キロワット級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成30年12月 7日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成31年 2月22日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成31年 3月 6日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、沼田

電話：03－3501－1742（直通）

(別紙)

小安地熱株式会社「かたつむり山発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに地熱発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させるとともに、これまで地熱探査のために造成した調査基地等の改変地を極力活用すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 最新の知見の反映

地熱流体の採取と熱水等の還元による地熱貯留層及び温泉等（噴泉を含む。）への影響や、冷却塔から排出される蒸気や硫化水素による植物への影響を含めて、地熱発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

(4) 生産井及び還元井の維持

施設供用後に、生産井又は還元井の機能低下による、補充井の掘削が想定されており、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため、当初設置する生産井や還元井は、できる限り長く維持し、施設供用後の補充井の掘削及び附帯設備の増設等が最小限となるよう事業内容を検討すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の入口付近に計画されている資材置場に近接して複数の住居が存在しており、工事中的騒音等による生活環境への影響が懸念される。このため、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 温泉に対する影響

事業実施想定区域周辺には温泉が位置していることから、本事業の実施によ

る温泉への影響について、温泉の環境監視と併せて適切に調査・予測及び評価を行い、必要な関係者に共有すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉の枯渇・減少等の影響が懸念される場合には、必要な関係者と合意形成を図った上で、温泉への影響を回避する等の適切な措置を講ずること。

(3) 動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域は、栗駒国定公園第3種特別地域に、同区域周辺は、同国定公園第1種、第2種又は第3種特別地域に指定されている。本事業では同国定公園第3種特別地域の直接改変に加え、同国定公園の核心部である第1種特別地域地下部への生産井の傾斜掘削が想定されている。同区域及びその周辺には、希少猛禽類であるクマタカ等の生息が確認されているほか、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき採取・損傷が規制されている指定植物が数多く生育している。また、同区域周辺には景観資源である「大噴湯」等が存在し、周辺には遊歩道が整備されるなど、人と自然との触れ合いの活動の場にもなっている。これらのことから、本事業の実施により、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。特に、地下深部への掘削が地上の自然環境や景観資源に与える影響は十分に解明されていない。

このため、現在継続的に実施されている環境監視と併せて、専門家等からの助言を踏まえ、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

また、「国立・国定公園内の地熱開発の取扱いについて」（平成27年10月2日 環自国発第1510021号環境省自然環境局長通知）の趣旨に沿った国定公園の自然環境や地元に配慮した計画となるよう、秋田県と十分に調整すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。